

# 告 示

## 埼玉県告示第八百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 名称

滑川和泉特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

比企郡滑川町大字和泉地内において、熊谷市との境界と滑川町道四千二百二号線との接点を起点とし、同地点から同町道に沿つて南東に進み、同町道四千七十号線との接点に至り、同地点を右折し、同町道に沿つて南西に進み、同町道百五号線との接点に至り、同地点を右折し、同町道二百二十号線に入り、同町道に沿つて北西に進み、同町道四千百五十八号線との接点に至り、同地点を右折し、同町道に沿つて北に進み、熊谷市との境界に至り、同地点から同境界に沿つて東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

（面積四十九ヘクタール）

### 三 存続期間

無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器